

特定処遇改善加算について

令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところで当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

【当法人の状況】

- ・ 現行の処遇改善加算につきましては「加算Ⅲ」を算定しています。
- ・ 賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容(以下参照)

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	サービス管理責任者、相談支援専門員等の受講に当たっては就業中の受講を可能とし、受講費用を法人で負担をしている。
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	有給休暇が取得しやすい用、取得理由等の問い合わせはしないようにしている。
その他	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	月一回の職員ミーティングにて利用者の状況の共有や業務上の問題点について話し合いを行って改善に努めている。
その他	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施、全館禁煙とし喫煙場所を屋外に設けている。
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	CANPAN FIELDSおよび法人ホームページ経営理念・経営状況等を公表している。